

給付型奨学金制度のお知らせについて

給付型奨学金制度とは

生徒が学校の多様な教育活動に参加するために必要な経費を、東京都が保護者に代わり支払う制度です。
(本給付金制度は生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありません。)

1 給付対象となる生徒等

①生活保護受給世帯又は

都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯

→支給限度額50,000円

②都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が85,500円未満の世帯

→支給限度額30,000円

2 給付対象となる経費

本校で実施する模試・検定試験経費等(令和5年4月から令和6年3月までに実施する分)

3 給付型奨学金の支給手続きに係る提出書類について

〔配布期限〕

令和5年 2月28日(火)まで

経営企画室窓口でお渡しします。

〔提出期限〕

令和5年 3月3日(金)まで ※厳守

経営企画室窓口までご提出ください。

必ず受付期間内に手続きを行ってください。

詳細は、別添の「令和5年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」によりご確認ください。

ご不明な点がございましたら、経営企画室までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉
東京都立世田谷泉高等学校 経営企画室
TEL 03-3300-6131